

北九州市監査公表第13号

令和8年7月29日

北九州市監査委員	中野正信
同	梅田久和
同	鷹木研一郎
同	大久保無我

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
財政援助団体等監査
- 2 措置を講じた団体
公立大学法人北九州市立大学
- 3 監査の期間
令和7年7月4日から令和8年1月29日まで
- 4 監査公表の時期
令和8年2月20日（令和8年監査公表第4号）

5 監査の結果に基づく措置の状況

(1) 公立大学法人北九州市立大学

監 査 の 結 果	措 置 状 況
(ア) <u>契約事務について</u> 令和6年度の北方キャンパス学内除草業務委託について、別の業務委託である北九州市立大学北方キャンパス屋外清掃業務委託におけるオープンキャンパス行事前の除草業務と、同一時期かつ同一場所で実施されているものがあつた。委託契約に際しては、業務が重複しないよう仕様書の内容を精査すべきである。 市立大学会計規則では、予算責任者は予算の適正な執行に努めなければならないと規定している。また、市立大学契約規程では、予定価格は仕様書、設計書、取引の実例価格、市場調査等を考慮して適正に定めなければならないと規定しており、この規程に定めのない事項については市の例によるとしている。さらに、市技術監理局が定めた市委託業務要綱では、委託に当たっては、委託業務の内容及び範囲を明らかにするとともに、その仕様を定めなければならないこと、予定価格の設定に当たっては、経済的な数量、時間、経費等の把握に努め、客観的かつ適正に積算を行うことを規定している。 適正な事務処理をされたい。	本委託業務については、今回の指摘を受ける前の令和7年度契約から、仕様書の草刈りの場所・範囲・頻度を明確にし、令和6年度まで曖昧だった仕様を詳細に定めるといった見直しを行っていた。 加えて、その仕様に基づき、より適正な予定価格の積算を行っていたところである。 なお、令和7年度中に本件の他に、草刈り・除草業務の委託は行っていない。 今回の指摘を受け、 ①令和8年2月に、仕様書に定めた草刈りの範囲・考え方について、改めて関係職員に周知し、指摘の内容について、マニュアルにも追記した。 ②令和8年度契約においても、更に仕様書を見直し、専門業者が行うような重機等を使用する大規模な作業については、本業務の対象外であることを明確化した。